

改正後

（銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の確認事務の実施手続）

第六条 銀行等、資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）又は電子決済手段等取引業者等（法第十条の二に規定する電子決済手段等取引業者等をいう。以下同じ。）は、その顧客の支払等が法第十七条第一号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に掲げる支払等若しくは法第十七条第二号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に掲げる資本取引に係る支払等又は法第十七条第三号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づく令第七条第三項第二号に定める役務取引等（法第二十五条第六項に規定する役務取引に限る。以下この項及び第十三条第三項において同じ。）に係る支払等に基づく当該資本取引若しくは役務取引等又は支払等に係る許可証若しくは変更許可証（原許可証が添付されているものに限る。以下この項及び第三項において「許可証等」という。）の提示を求め、当該許可証等により法第十七条各号（法第十七条の

改正前

（銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の確認事務の実施手続）

第六条 銀行等、資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）又は電子決済手段等取引業者等（法第十条の二に規定する電子決済手段等取引業者等をいう。以下同じ。）は、その顧客の支払等が法第十七条第一号に掲げる支払等若しくは同条第二号に掲げる資本取引に係る支払等又は同条第三号の規定に基づく令第七条第二号に定める役務取引等（法第二十五条第六項に規定する役務取引に限る。以下この項及び第十三条第三項において同じ。）に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客からこの省令に基づく当該資本取引若しくは役務取引等又は支払等に係る許可証若しくは変更許可証（原許可証が添付されているものに限る。以下この項及び第三項において「許可証等」という。）の提示を求め、当該許可証等により法第十七条各号に定めるそれぞれの要件を備えていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引又は当該顧客の当該支払等に係る電子決済手段等の移転等（法第十六条の二に規定する電子決済手段等の移転等をいう。以下同じ。）を行うものとする。

三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。)に定めるそれぞれの要件を備えていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引又は当該顧客の当該支払等に係る電子決済手段等の移転等(法第十六条の二に規定する電子決済手段等の移転等をいう。以下同じ。)を行うものとする。

2 銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等は、その顧客の支払等が法第十七条第三号の規定に基づく令第七条第三項第三号に定める対内直接投資等に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類(第一号にあつては、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。)(以下この項及び次項において「届出受理証等」という。)(の提示を求め、当該届出受理証等により法第十七条第三号に定める要件を備えていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引又は当該顧客の当該支払等に係る電子決済手段等の移転等を行うものとする。この場合において、第一号に規定する期間を短縮した旨公示された場合は、当該顧客からの同号に掲げる電磁的記録の提示に代えて、当該銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等は当該期間を短縮した旨公示された内容について自ら確認することができる。

一 法第二十七条第二項ただし書又は第四項の規定により対内

2 銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等は、その顧客の支払等が法第十七条第三号の規定に基づく令第七条第三項第三号に定める対内直接投資等に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類(第一号にあつては、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。)(以下この項及び次項において「届出受理証等」という。)(の提示を求め、当該届出受理証等により法第十七条第三号に定める要件を備えていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引又は当該顧客の当該支払等に係る電子決済手段等の移転等を行うものとする。この場合において、第一号に規定する期間を短縮した旨公示された場合は、当該顧客からの同号に掲げる電磁的記録の提示に代えて、当該銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等は当該期間を短縮した旨公示された内容について自ら確認することができる。

一 法第二十七条第二項ただし書又は第四項の規定により対内

直接投資等を行つてはならない期間を短縮した場合であつて、対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）第八条の規定により、インターネットの利用その他の適切な方法により当該期間を短縮した旨が公示された場合 届出受理証（同令第三条第十三項に規定する届出受理証をいい、対内直接投資等に関する命令第三条の三第二項の規定により準用される同令第三条第十三項に規定する届出受理証を含む。以下この項及び次項において同じ。）及び当該期間を短縮した旨公示されたものを書面に出力したもの又は出力装置の映像面に表示したものに

二 法第二十七条第二項本文に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間を経過した場合（同条第三項若しくは第六項又は第二十七条の三第二項の規定により期間を延長した場合を除く。） 届出受理証

三 法第二十七条第三項若しくは第六項又は第二十七条の三第二項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を延長した場合であつて、法第二十七条第七項の規定による勧告を応諾する旨の通知又は同条第十項の規定による命令が行われることなく当該延長の期間を経過した場合 届出受理証及び期間の延長通知書（対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条第十項に規定する延長の期間を記載した文書をいう。以下この項において同じ。）

直接投資等を行つてはならない期間を短縮した場合であつて、対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）第八条の規定により、インターネットの利用その他の適切な方法により当該期間を短縮した旨が公示された場合 届出受理証（同令第三条第八項に規定する届出受理証をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び当該期間を短縮した旨公示されたものを書面に出力したもの又は出力装置の映像面に表示したもの

二 法第二十七条第二項本文に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間を経過した場合（同条第三項又は第六項の規定により期間を延長した場合を除く。） 届出受理証

三 法第二十七条第三項又は第六項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を延長した場合であつて、同条第七項の規定による勧告を応諾する旨の通知又は同条第十項の規定による命令が行われることなく当該延長の期間を経過した場合 届出受理証及び期間の延長通知書（対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条第七項に規定する延長の期間を記載した文書をいう。以下この項において同じ。）

四 法第二十七条第五項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更又は国の安全等に係る措置に関する修正の勧告が行われ、同条第七項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知をした場合次号に掲げる場合を除く。） 届出受理証及び変更勧告書（対内直接投資等に関する政令第三条第十六項に規定する勧告の内容を記載した文書をいう。次号において同じ。）

五 法第二十七条第五項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更又は国の安全等に係る措置に関する修正の勧告が行われ、同条第七項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知をした場合であつて、同条第十一項の規定により当該勧告の全部又は一部が取り消された場合 届出受理証、変更勧告書及び取消通知書（対内直接投資等に関する政令第三条第十六項に規定する取消しの内容を記載した文書をいう。第七号において同じ。）

六 法第二十七条第十項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更又は国の安全等に係る措置に関する修正が命じられた場合次号に掲げる場合を除く。） 届出受理証、期間の延長通知書及び変更命令書（対内直接投資等に関する政令第三条第十六項に規定する命令の内容を記載した文書をいう。次号において同じ。）

七 法第二十七条第十項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更又は国の安全等に係る措置に関する修正が命じられ

四 法第二十七条第五項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更の勧告が行われ、同条第七項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知をした場合（次号に掲げる場合を除く。） 届出受理証及び変更勧告書（対内直接投資等に関する政令第三条第十二項に規定する勧告の内容を記載した文書をいう。次号において同じ。）

五 法第二十七条第五項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更の勧告が行われ、同条第七項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知をした場合であつて、同条第十一項の規定により当該勧告の全部又は一部が取り消された場合 届出受理証、変更勧告書及び取消通知書（対内直接投資等に関する命令第九条に規定する通知書をいう。第八号において同じ。）

六 法第二十七条第十項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更が命じられた場合（次号に掲げる場合を除く。） 届出受理証、期間の延長通知書及び変更命令書（対内直接投資等に関する政令第三条第十二項に規定する命令の内容を記載した文書をいう。次号において同じ。）

七 法第二十七条第十項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更が命じられた場合であつて、同条第十一項の規定に

た場合であつて、同条第十一項の規定により当該命令の全部又は一部が取り消された場合 届出受理証、期間の延長通知書、変更命令書及び取消通知書

3
(略)

(本人確認方法)

第八条 法第十八条第一項(法第十八条の五及び第十八条の六第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客(法第十八条第三項(法第十八条の五、第十八条の六第一項、第二十二条の第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により顧客とみなされる自然人を含み、資本取引に係る契約締結等行為(法第二十二条の二第一項に規定する資本取引に係る契約締結等行為をいう。以下同じ。)にあつては、法第二十二条の二第一項に規定する顧客等とする。第十一条、第十二条の三及び第十二条の七を除き、以下同じ。)又は代表者等(法第十八条第二項(法第十八条の五、第十八条の六第一項、第二十二条の二第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。)に規定する代表者等をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 (略)

イ〜ヘ (略)

ト (略)

より当該命令の全部又は一部が取り消された場合 届出受理証、期間の延長通知書、変更命令書及び取消通知書

3
(略)

(本人確認方法)

第八条 法第十八条第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客(法第十八条第三項の規定により顧客とみなされる自然人を含み、資本取引に係る契約締結等行為(法第二十二条の二第一項に規定する資本取引に係る契約締結等行為をいう。以下同じ。)にあつては、法第二十二条の二第一項に規定する顧客等とする。第十一条、第十二条の三及び第十二条の七を除き、以下同じ。)又は代表者等(法第十八条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 (略)

イ〜ヘ (略)

ト (略)

(1) 他の特定事業者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項に規定する特定事業者をいう。）が令第十一条の五第一項第一号に掲げる預金契約の締結又は犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項第三号に掲げるクレジットカード契約の締結を行う際に当該顧客又は代表者等の本人確認を行い、当該本人確認に係る本人確認記録（法第十八条の三第一項（法第十八条の五、第十八条の六第一項、第二十二条の第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。）を保存し、かつ、当該顧客又は代表者等から当該顧客又は代表者等しか知り得ない事項その他の当該顧客又は代表者等が当該本人確認記録に記録されている顧客又は代表者等と同一であることを示す事項の申告を受ける）により当該顧客又は代表者等が当該本人確認記録に記録されている顧客又は代表者等と同一であることを確認していることを確認すること。

(2) (略)
チㇿレ (略)

二 法第十八条第一項第一号（法第十八条の五及び第十八条の六第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国人である顧客（第八条の二の二第一号に掲げる取引

(1) 他の特定事業者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項に規定する特定事業者をいう。）が令第十一条の五第一項第一号に掲げる預金契約の締結又は犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項第三号に掲げるクレジットカード契約の締結を行う際に当該顧客又は代表者等の本人確認を行い、当該本人確認に係る本人確認記録（法第十八条の三第一項に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。）を保存し、かつ、当該顧客又は代表者等から当該顧客又は代表者等しか知り得ない事項その他の当該顧客又は代表者等が当該本人確認記録に記録されている顧客又は代表者等と同一であることを示す事項の申告を受ける）により当該顧客又は代表者等が当該本人確認記録に記録されている顧客又は代表者等と同一であることを確認していることを確認すること。

(2) (略)
チㇿレ (略)

二 法第十八条第一項第一号に規定する外国人である顧客（第八条の二の二第一号に掲げる取引又は行為に係る者に限る。） 当該顧客から別表第二号に定める書類（第八条の二の二

又は行為に係る者に限る。) 当該顧客から別表第二号に定める書類(第八条の二の二第一号に定める事項の記載があるものに限る。)の提示を受ける方法

三 (略)

2 5 7 (略)

(本人確認記録の保存期間の起算日)

第八条の五 法第十八条の三第二項(法第十八条の五、第十八条の六第一項、第二十二條の二第二項及び第二十二條の三において準用する場合を含む。第十二條の六において同じ。)に規定する財務省令で定める日は、特定為替取引が終了した日とする。

(支払手段等の輸出入の届出の手續等)

第十条 令第八条の二第一項第一号又は第二号に規定する財務省令で定める支払手段、証券又は貴金属は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる支払手段、証券又は貴金属とする。

- 一 支払手段 銀行券、政府紙幣、硬貨、小切手(旅行小切手を含む。)及び約束手形であつて、本邦通貨又は外国通貨をもつて表示されるもの

二・三 (略)

2 5 6 (略)

第一号に定める事項の記載があるものに限る。)の提示を受ける方法

三 (略)

2 5 7 (略)

(本人確認記録の保存期間の起算日)

第八条の五 法第十八条の三第二項に規定する財務省令で定める日は、特定為替取引が終了した日とする。

(支払手段等の輸出入の届出の手續等)

第十条 令第八条の二第一項第一号又は第二号に規定する財務省令で定める支払手段、証券又は貴金属は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる支払手段、証券又は貴金属とする。

- 一 支払手段 銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨、小切手(旅行小切手を含む。)及び約束手形であつて、本邦通貨又は外国通貨をもつて表示されるもの

二・三 (略)

2 5 6 (略)

（外国為替取引等取扱業者遵守基準の対象となる取引又は行為）
第十五条の二 令第十八条の十第二項第三号に規定する財務省令で定めるものは、令第七条第三項第三号に掲げるもの（法第二十一条第一項の規定により許可を受ける義務を課されている同項に規定する資本取引に当たるものに限る。）とする。

（外国為替取引等取扱業者遵守基準の対象となる取引又は行為）
第十五条の二 令第十八条の十第二項第三号に規定する財務省令で定めるものは、令第七条第三号に掲げるもの（法第二十一条第一項の規定により許可を受ける義務を課されている同項に規定する資本取引に当たるものに限る。）とする。

備考 表中の（ ）の記載は注記である。